

事業者各位

一般社団法人置賜労働基準協会
会長 吉野 徹

「低圧電気取扱業務に係る特別教育」の実施について(ご案内)

労働安全衛生法第五十九条の3に基づいて、事業者は危険有害な業務に従事する労働者に対し、特別教育を行うことを義務づけられています。

このたび、労働安全衛生規則第三十六条で危険有害な業務とされている「低圧電気取扱業務」に係る特別教育を下記により開催することといたしましたので、該当される事業場(電気自動車等の整備業務を除く)にあつては必ず受講させて下さるようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 並びに 規則 抜粋

法 第五十九条の3

事業者は、危険有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

規則 第三十六条

法五十九条第3項の厚生労働省令で定める危険有害な業務は、次のとおりとする。

- 四 低圧(直流の場合は750V以下、交流の場合600V以下)の充電回路の敷設若しくは修理の業務(電気自動車等の整備業務を除く)又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

記

- 日時 令和3年2月4日(木) 9時30分～16時30分まで
5日(金) 9時30分～12時まで
- 会場 アクティー米沢 (米沢市西大通1-5-5 TEL 21-5655)
- 教育科目 ① 低圧の電気に関する基礎知識 ⑤ 関係法令
② 低圧の電気設備に関する基礎知識 ⑥ 実技
③ 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識 (開閉器の操作の業務のみ対象)
④ 低圧用の活線作業及び活線近接作業の方法
- 申込先 一般社団法人置賜労働基準協会
〒992-0012 米沢市金池1-4-20 TEL 21-5678 fax 21-5679
- 受講料 協会会員 13,000円 会員外 18,000円 (テキスト代と初日の昼食代を含む)
- 申込締切 令和3年1月28日(木) ※定員(36名)に成り次第、申込を締切らせていただきます。

申 込 要 項

- 受講申請
- ・ 下記の申込書に記載・捺印の上、現金を添えて申込みください。
 - ・ FAXで申込みの場合、受講券と振込用紙を送付いたします。
- 注意事項
- ・ 講習日前々日まで、受講の取消し及び受講料の返金に応じさせていただきます。
 - ・ 申込書記入欄不足の場合はコピーでご対応ください。
 - ・ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了いたしませんので、早目の納付手続きをよろしくお願いいたします。

※FAX送付先 0238-21-5679

低圧電気取扱業務に係る特別教育申込書

受 講 者	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日		※
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
	()		年 月 日		
所 在 地	〒				
	TEL 0238 ()				
事 業 場 名	(印)				
ご 担 当 者	所属部課		氏 名		

↑ 申込み内容の確認、資料の送付等を円滑に計るために必ずご記入ください。

※ 上記の通り 名分計 円

現金(受講料)を添えて申込みします。

FAXで申込書を送付しますので折り返し送付される振込用紙にて振込みします。

令和 年 月 日
一般社団法人置賜労働基準協会会長殿

No. _____